

公共事業労務費フォローアップ調査（平成 26 年 7 月調査） に係る留意点

1. 調査目的

全国的に建設技能労働者の賃金水準が上昇傾向にあり、今後も変動性が高い状態が継続する可能性があることから、労働市場における賃金変化の実態をとらえる調査を行い、状況を注視することを目的としています。

本調査は、例年 10 月に実施している公共事業労務費調査（10 月調査）に加えて、現下の技能労働者の賃金支払い実態を把握するため、臨時に実態調査を行うもので、10 月調査を前倒しして実施するものではありません。なお、調査結果を受けた公共工事設計労務単価の改訂の有無については未定です。

2. 調査概要

全国の調査対象工事に従事する建設労働者（51 職種）の 7 月における支払い実態を調査します。なお、調査対象工事については、農林水産省及び国土交通省の直轄工事のうち、平成 26 年 7 月に施工中の 1 件あたり 1,000 万円以上の工事を選定母集団として無作為に抽出します。

3. 賃金水準の正確な把握の徹底

昨今、技能労働者の適切な賃金水準の確保について、官民挙げて取り組んでいることを踏まえ、調査には一層の正確性を期して実施します。特に、退職金等、不定期の賃金についても、遺漏のないよう正確に記入いただくとともに、原則として現場で働く技能労働者全てが調査対象となることの周知徹底をお願いします。

4. 社会保険加入状況の確認

「建設産業の再生と発展のための方策 2012」（H24.7.10 国土交通省建設産業戦略会議）を受け、技能労働者の処遇の向上、公平で健全な競争環境の構築に向けて、今回も社会保険加入状況等の実態把握及び保険料がわかる資料の提示を受けることとします。調査へのご協力をお願いいたします。

5. 標本の適切な分類

本調査では、一部の職種を除き、「相当程度の技能」等を有する建設労働者を調査対象としていますので、調査対象となった元請及び下請企業は、個々の労働者の技能等を十分に確認し、職種の分類を行ってください。

【参考】技能、免許等が必要と定義されている職種

(1) 「相当程度の技能」が必要と定義されている職種

特殊作業員、造園工、法面工、とび工、石工、ブロック工、電工、鉄筋工、鉄骨工、塗装工、溶接工、運転手（特殊）、潜かん工、さく岩工、トンネル特殊工、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、山林砂防工、軌道工、型わく工、大工、左官、配管工、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

(2) 「相当程度の技術」が必要と定義されている職種

潜かん世話役、トンネル世話役、橋りょう世話役、土木一般世話役

(3) 「免許等」が必要と定義されている職種

電工、運転手（特殊）、運転手（一般）、潜水士、交通誘導警備員 A

(4) 「普通の技能」が必要と定義されている職種

普通作業員、トンネル作業員

6. 調査対象外の労働者の周知

- 見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外になります。
- 過去の調査において、見習・手元等の労働者が、「相当程度の技能」を必要とする職種に含まれる例がみられたため、調査対象となった元請及び下請企業は、個々の労働者の技能を十分に確認し、適切に分類、判断を行ってください。
- 老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者については、調査対象外とします。
- 調査対象となった元請及び下請企業は、年金等の受給状況及び受給に伴う賃金の調整方法等を十分に確認し、調査対象労働者が否か判断してください。

【参考・注意点】

- (1) 見習・手元等の労働者については、各職種の作業の補助的業務を主に実施した場合には、技能の程度、作業内容に応じて「普通作業員」「軽作業員」「トンネル作業員」に分類してください。
- (2) 老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になります。

7. 棄却率の改善

平成 25 年度公共事業労務費調査において、3 割強の標本が棄却されているため、調査対象となった元請及び下請企業は、次の書類を審査において提示できるよう整理してください。

- ① 所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることを確認できる書類
・・・就業規則（又は雇用契約書、雇入通知書、労働条件通知書）及び賃金台帳
- ② 賃金支払いが確認できる書類
・・・銀行の振込領収書又は労働者の受領印等が確認できる書類等
- ③ 従事した作業内容、就労の実態等が確認できる書類 ・・・作業日報及び出勤簿等

【参考】主な棄却理由（平成 25 年度公共事業労務費調査結果）

- ・所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることの確認ができない ・・・約 38 千標本 (22%)
- ・調査票への記入事項の根拠となる資料（就業規則、賃金台帳等）がない ・・・約 16 千標本 (10%)

国土建労第10—2号
平成26年5月23日

各建設業者団体の長 あて

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

公共事業労務費フォローアップ調査(平成26年7月調査)の実施について

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

全国的に建設技能労働者の賃金水準が上昇傾向にあり、今後も変動性が高い状態が継続する可能性があることから、労働市場における賃金変化の実態をとらえる調査を行い、状況を注視していく必要があります。

そのため、平成26年7月時点を対象とした公共事業労務費フォローアップ調査を下記のとおり実施いたしますので、貴職におかれましても、調査の精度、透明性を更に高められるよう、下記の事項についてご理解とご協力をいただきますとともに、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 公共事業労務費フォローアップ調査(平成26年7月調査)における重要事項

今回の調査における重要事項は、以下のとおりとなります。

(1) 公共事業労務費調査との同等性の確保

本調査は、全国的な建設技能労働者の賃金の変動実態を把握するための調査であり、公共事業労務費調査と同等程度の手法により実施します。但し、準備に要する期間に鑑み、現況調査、調査説明会等は省略します。

(2) 賃金水準の正確な把握の徹底

昨今、技能労働者の適切な賃金水準の確保について、官民挙げて取り組んでいることを踏まえ、調査には一層の正確性を期して実施します。特に、退職金等、不定期の賃金についても、遺漏のないよう正確に記入いただくとともに、原則として現場で働く技能労働者全てが調査対象となることの周知徹底をお願いします。

(3) 社会保険加入状況の確認

「建設産業の再生と発展のための方策2012」(H24.7.10 国土交通省建設産業戦略会議)を受け、技能労働者の処遇の向上、公平で健全な競争環境の構築に向けて、今回も社会保険加入状況等の実態把握及び保険料がわかる資料の提示を受けることとします。

(4) 調査対象外の労働者

見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外となります。また、老齢厚生年金(在職老齢年金)及び高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金)の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者についても同様に、調査対象外とします。このため、調査対象企業においては、個々の労働者の技能、年金等の受給状況及び受給に

伴う賃金の調整方法等について十分に確認する必要があります。

ただし、上記の老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になることに留意願います。

2. 会場調査の実施等

(1) 調査精度の確保のため、調査対象企業の方々に、調査の趣旨・内容を正しく理解していただくとともに、以下の点に留意願います。

- ・調査の対象となった工事の元請企業は、調査対象となる下請企業への早期連絡をお願いいたします。
- ・元請企業は下請企業への連絡・指導をお願いいたします。
- ・元請企業は下請企業に対して調査の手引きの配布又はインターネットを通じた入手方法の周知をお願いします。
- ・個人情報保護法が施行されていますので、適切な対応をお願いいたします。

(2) 会場調査においては、調査結果が正確に実態を反映したものとなるよう、調査対象者個々の作業内容及び調査票記入金額の根拠（賃金の決定方法等）についてヒアリングさせていただきますので、調査員に対して正確に実態を伝えていただくようご協力をお願いいたします。

(参考)

過去、国会において、虚偽の賃金台帳作成の指示等について指摘がなされ、事実関係を調査の上、こうした不誠実な行為を行った業者に対し、行政指導（勧告）、処分（指名停止）を実施したことがあります。

公共事業労務費フォローアップ調査(平成26年7月調査)の流れ(予定)

別紙2

調査対象工事の選定(6月)



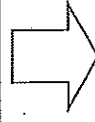
現況調査・説明会は省略



受注者及び下請会社において
調査票の記入(7月～8月上旬)



調査票の審査(8月～)



集計



調査結果取りまとめ(時期未定)

{ ○発注者が調査対象工事を選定

{ ○工事現場の労働者のうち、積算に使用する51職種の
7月の賃金を調査(少数標準職種の前月調査は省略)
※ 現場代理人等の技術者、経理事務員等は対象外

{ ○発注者が調査会場を設置、審査
○調査会場において受注者、下請会社が調査票を提出
・賃金台帳、就業規則、振込明細等との照合・確認
・法定労働時間の遵守に疑義がある標本、賃金台帳・就業規則が不備の
標本等を棄却

{ ○発注者が、公共事業労務費調査連絡協議会(事務局国土交通省)
に審査後の調査データを提出
○集計、所定労働時間内8時間当たり賃金への換算

無効標本を有効標本へ【公共事業労務費フォローアップ調査】

公共事業労務費調査連絡協議会

皆様から提出して頂いた調査票のうち、「無効標本」として棄却されてしまうものがあります。

労務費フォローアップ調査にご協力いただきありがとうございます。協力いただいたデータは、様々な確認をさせていただき、データとしての信頼性が担保されるものを有効標本とします。有効標本以外は棄却され無効標本となってしまいます。

標本数の確保やせっかくご協力いただいていることから無効標本となるデータを少なくしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

こんな理由で棄却されています!! (主なもの)

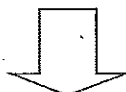
就業規則に定める
所定労働時間が法定
の週40時間以内
であることの確認
ができない

賃金台帳に賃金の
受領を証明する押
印（または本人の
サイン）がない

例) ただし、銀行の振込領収書
がある方は除く

調査票への記入事
項の根拠となる資
料がない

例) 作業日報（調査月分）、
出勤簿等（調査月分）、銀行
の振込領収書、等



棄却されないためには・・・

就業規則※に定める所定労働時間
が、週40時間以内になるように
して下さい。

※ おおむね10年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

賃金台帳を正しく整備し、押印
（または本人のサイン記入）を確
実に行って下さい。

就業規則※や労働条件通知
書を作成し、労働基準監督
署へ届け出て下さい。現行
の労働基準法に準拠してい
ない場合は、更新作業を行
うようにして下さい。

※ 労働者の数が「常時10人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

●賃金台帳や就業規則等を整備するための参考資料「有効回答の向上対策について」を別途作成しており、国土交通省の労務費調査ホームページでご覧になれます。
(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)

■平成25年10月調査データ集

表－1 主な棄却理由別標本構成比率(都道府県別)

主な棄却理由

A:調査票への記入事項の根拠となる諸資料の提示がない。

B:賞金台帳等に賞金の受領を証する押印(又は本人のサイン)がない。

C:就業規則等で定めている所定労働時間が、法定労働時間(週40時間)以内であることの確認ができない。

	都道府県名	対象労働者数	棄却理由 A	棄却理由 B	棄却理由 C	その他	有効標本
北海道	1 北海道	100%	5.0%	0.9%	17.1%	1.9%	75.0%
東北	2 青森県	100%	2.1%	1.6%	14.6%	1.8%	80.0%
	3 岩手県	100%	1.6%	0.6%	16.2%	1.1%	80.4%
	4 宮城県	100%	6.7%	1.5%	21.5%	1.1%	69.2%
	5 秋田県	100%	2.3%	0.4%	7.4%	0.7%	89.2%
	6 山形県	100%	3.1%	1.5%	13.3%	1.2%	80.9%
	7 福島県	100%	3.4%	0.7%	22.3%	5.9%	67.8%
	小計	100%	3.5%	1.1%	16.6%	1.8%	76.9%
関東	8 茨城県	100%	7.1%	0.8%	30.8%	1.3%	59.9%
	9 栃木県	100%	8.7%	0.0%	35.1%	0.8%	55.4%
	10 群馬県	100%	4.6%	0.8%	19.3%	2.3%	73.0%
	11 埼玉県	100%	14.4%	1.9%	29.8%	0.8%	53.2%
	12 千葉県	100%	10.2%	0.6%	31.1%	0.8%	57.3%
	13 東京都	100%	6.5%	0.4%	34.1%	0.9%	58.1%
	14 神奈川県	100%	7.0%	1.0%	32.3%	1.4%	58.4%
	19 山梨県	100%	5.6%	0.8%	18.9%	1.4%	73.0%
	20 長野県	100%	2.2%	0.0%	19.7%	1.1%	76.9%
	小計	100%	7.9%	0.8%	29.6%	1.1%	60.6%
北陸	15 新潟県	100%	6.7%	0.5%	10.4%	1.0%	81.4%
	16 富山県	100%	5.1%	0.2%	12.7%	1.0%	80.8%
	17 石川県	100%	4.7%	0.0%	20.2%	0.7%	74.4%
	小計	100%	6.0%	0.4%	12.6%	1.0%	80.1%
中部	21 岐阜県	100%	13.3%	2.7%	17.4%	1.1%	65.5%
	22 静岡県	100%	10.9%	1.1%	27.5%	1.1%	59.4%
	23 愛知県	100%	16.0%	3.3%	25.1%	1.6%	54.1%
	24 三重県	100%	12.3%	0.7%	37.8%	0.9%	48.3%
	小計	100%	13.3%	2.1%	26.7%	1.2%	56.6%
近畿	18 福井県	100%	11.4%	0.6%	14.7%	0.8%	72.5%
	25 滋賀県	100%	21.1%	0.8%	28.8%	1.1%	47.3%
	26 京都府	100%	28.2%	0.8%	21.0%	1.8%	48.2%
	27 大阪府	100%	21.4%	1.6%	30.9%	3.2%	42.8%
	28 兵庫県	100%	24.0%	1.9%	23.6%	2.3%	48.2%
	29 奈良県	100%	18.0%	0.8%	38.7%	1.2%	41.4%
	30 和歌山県	100%	17.3%	1.6%	27.5%	0.9%	52.7%
	小計	100%	21.3%	1.4%	25.9%	1.9%	49.5%
中国	31 鳥取県	100%	6.1%	1.3%	17.5%	0.8%	74.3%
	32 島根県	100%	1.7%	1.2%	8.3%	1.7%	87.1%
	33 岡山県	100%	3.6%	0.0%	30.1%	1.6%	64.7%
	34 広島県	100%	3.5%	0.0%	25.1%	1.2%	70.2%
	35 山口県	100%	8.2%	0.9%	20.8%	0.4%	69.7%
	小計	100%	4.4%	0.7%	20.1%	1.2%	73.7%
四国	36 徳島県	100%	9.4%	1.0%	15.5%	0.8%	73.4%
	37 香川県	100%	14.9%	1.0%	14.1%	1.9%	68.2%
	38 愛媛県	100%	7.6%	3.3%	9.9%	2.7%	75.6%
	39 高知県	100%	6.3%	0.7%	10.3%	2.1%	80.6%
	小計	100%	8.8%	1.4%	12.1%	1.8%	75.8%
九州	40 福岡県	100%	12.7%	1.6%	29.3%	1.3%	55.0%
	41 佐賀県	100%	10.5%	0.5%	18.7%	0.7%	69.6%
	42 長崎県	100%	15.2%	0.0%	17.8%	0.0%	66.9%
	43 熊本県	100%	9.0%	1.1%	25.9%	1.4%	62.6%
	44 大分県	100%	12.0%	0.7%	28.5%	0.7%	58.0%
	45 宮崎県	100%	9.0%	0.1%	21.0%	1.0%	68.9%
	46 鹿児島県	100%	6.2%	0.1%	16.4%	1.6%	75.7%
	小計	100%	10.8%	0.7%	23.6%	1.1%	63.8%
沖縄	47 沖縄県	100%	4.7%	0.3%	16.6%	2.1%	76.3%
全国計		100%	9.7%	1.1%	22.4%	1.5%	65.4%

表－2 主な棄却理由別標本数(経年変化―過去5年分)

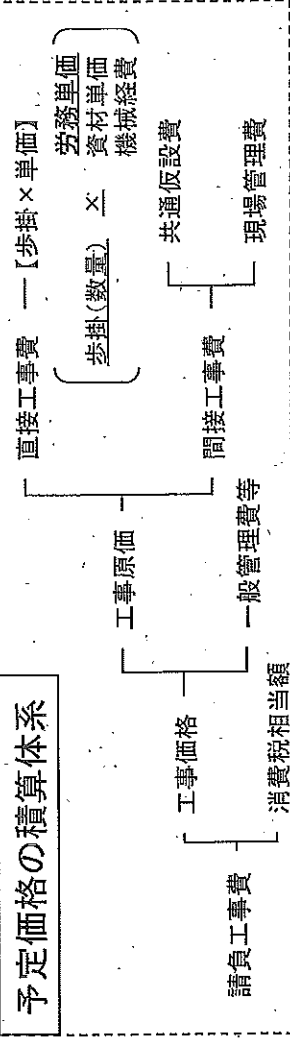
		標本数(人)：上段、構成比率(%)：下段				
		H21.10	H22.10	H23.10	H24.10	H25.10
調査対象標本		200,528	195,320	177,547	174,851	167,983
		100%	100%	100%	100%	100%
棄却理由	棄却理由A	23,258	21,545	18,475	17,874	16,225
		11.6%	11.0%	10.4%	10.2%	9.7%
	棄却理由B	3,003	2,643	2,046	1,911	1,766
		1%	1%	1%	1%	1%
	棄却理由C	46,806	44,067	39,641	38,985	37,669
		23%	23%	22%	22%	22%
有効標本	その他の棄却理由	5,524	5,090	1,025	1,400	2,454
		3%	3%	1%	1%	1%
	有効標本	121,937	121,975	116,360	114,581	109,869
		61%	62%	66%	66%	65%

公共工事設計労務単価の概要

- 性格: 公共工事の予定価格の積算用単価
- 法令: 予算決算及び会計令第80条第2項「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- 設定: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約16万人)の賃金支払い実態を調査し、年1回、年度当初に設定。

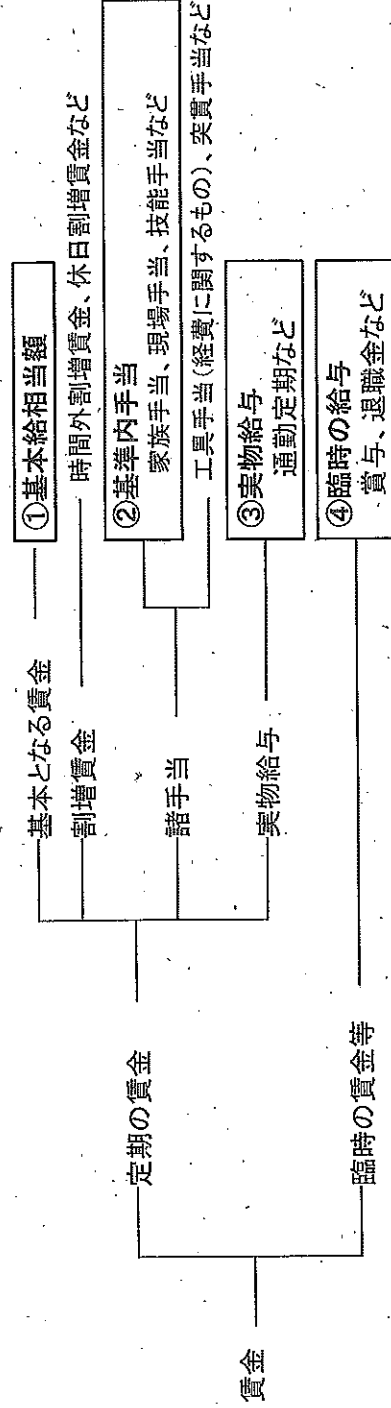
○ 利用者: 国、地方公共団体、独法等が予定価格の積算に利用。

※ 公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約)における労務単価や雇用契約における労働者への支払い(賃金)を拘束するものではない
※ 公共工事設計労務単価は、建設労働者等の賃金相当額であって、労働者に支払われない諸経費分は含まれていない
(諸経費分は、別途、共通仮設費及び現場管理費の項目で積算される)



公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として、施工に必要な職種の労務単価、数量を積算。
- このため、労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し、設定。(次の①~④)



(参考)例年の公共事業労務費調査、公共工事設計労務単価の決定の流れ

調査対象工事の選定(8月)



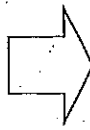
現況調査・説明会の実施(9月～10月)



受注者及び下請会社において
調査票の記入(9月～10月)



調査票の審査(11月)



集計(12月～3月)



公共工事設計労務単価の決定・公表
(3月)



予定価格の積算に使用(4月～)

{ ○国、都道府県、政令市、独立行政法人等の発注者が
調査対象工事を選定

{ ○発注機関の監督職員が、現場の作業内容、職種、労働者数等を確認
○調査対象者向け説明会の実施

{ ○工事現場の労働者のうち、積算に使用する51職種の
10月の賃金を調査(少数標準職種は9月の賃金も調査)
※ 調査対象者数:約16万人
※ 現場代理人等の技術者、経理事務員等は対象外

{ ○発注者が調査会場を設置、審査(地方整備局本局、県庁、土木事務所等)
○調査会場において受注者、下請会社が調査票を提出
・賃金台帳、就業規則、振込明細等との照合・確認
・法定労働時間の遵守に疑義がある標本、賃金台帳・就業規則が不備の
標本等を棄却。

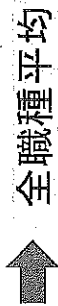
{ ○発注者が、公共事業労務費調査連絡協議会(事務局国土交通省)
に審査後の調査データを提出
○集計、所定労働時間内8時間当たり賃金への換算

{ ○都道府県別・職種別単価の決定

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について

I. 単価設定のポイント

- (1) 最近の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映 (例年の4月改訂を前倒し)
(2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映 (継続)



全職種平均 全国 (16,190円) 平成25年4月比; +7.1% (平成24年度比; +23.2%)
被災三県 (17,671円) 平成25年4月比; +8.4% (平成24年度比; +31.2%)

- ※1 入札不調の増加に応じて単価を引き上げるよう措置 (継続) (当面被災三県のみ)
※2 一定の既契約工事についても、新労務単価を踏まえてインフレスライド条項を適用

II. 技能労働者の処遇改善・若年入職者増加に向けた関係者への要請 (平成26年1月30日)

建設業団体あて

地方公共団体等(公共発注者)あて

(1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- ・適切な価格での下請契約の締結
- ・労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
- ・雇用する技能労働者の賃金水準を引上げ

(2) 社会保険等への加入徹底

- ・元請は、法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ額による下請契約を締結
- ・下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる

(3) 若年入職者の積極的な確保

(4) ダンピング受注の排除

(5) 消費税の適切な支払い

民間発注者あて

(1) 労務費・資材費の上昇傾向を踏まえた工事発注や契約変更

(2) 法定福利費相当額の適切な支払い

- ・法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ額による工事発注

(3) 消費税の適切な支払い

III. 今後の取り組み

(1) 技能労働者の賃金水準の実態を注視

- (2) 平成26年8月1日以降、国交省直轄工事において、元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請につき、社会保険等加入業者に限定 (地方公共団体等の発注者に対しても、国土交通省のスキームを情報提供し、同様の取り組みの実施の検討を促すとともに、積極的に社会保険等未加入対策に取り組むよう促す。)

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について



全国全職種平均(参考値)

16,190円

(単純平均値のH25.4単価比; +7.1%)

H24単価比: +23.2%

被災三県

: 17,671円 (単純平均値のH25.4単価比+8.4%)

H24単価比: +31.2%

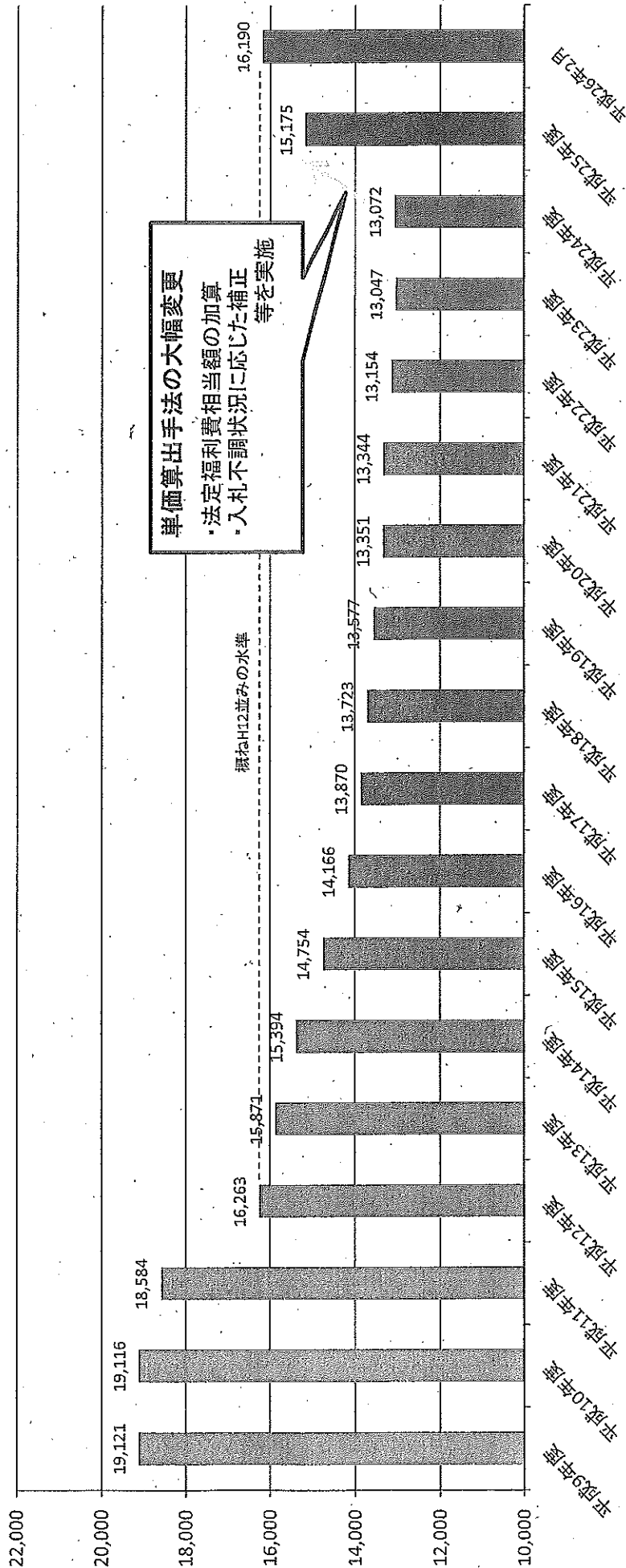
被災三県以外の都道府県: 16,062円 (単純平均値のH25.4単価比+7.0%)

全国全職種平均

: 16,190円 (単純平均値のH25.4単価比+7.1%)

(円/1日8時間当たり)

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



注1)加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイルス式で算出した
 注2)平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した

技能労働者の処遇改善に向けた取組

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成25年3月29日付け国土入企第36号)

- 平成25年度の公共工事設計労務単価の大幅な引き上げ(前年度比 全国平均約15%, 被災三県約21%)を受け、建設業団体、公共発注者及び主な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保等や社会保険への加入の徹底等を要請

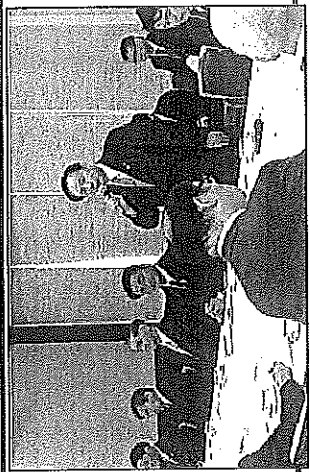
国土交通省と建設業4団体との会合 (4月18日)

出席者

【国土交通省側】太田国土交通大臣、鶴保国土交通副大臣、松下国土交通政務官 他
 【建設業団体側】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業専門団体連合会

大臣発言のポイント

- 設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。



建設業団体の対応状況(抄)

日本建設業連合会

- 4月25日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月18日 下請企業に対して、労務賃金の改善の要請、労務賃金の状況調査の実施などを決定(理事会) → 7月26日 中村会長が太田大臣に報告

全国建設業協会

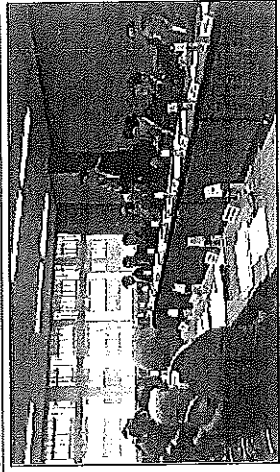
- 4月26日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月26日 適正な公共事業の執行についての取組の強化等を決定(理事会)

全国中小建設業協会

- 5月29日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 8月12日 更なる周知徹底、市町村の現状把握等を決定(正副会長会議)

建設業専門団体連合会

- 6月4日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(通常総会)



「太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請」フォローアップ会合(10月23日)

- 高木国土交通副大臣より建設業団体あて、適切な賃金の支払い等の要請
- 1/3強の建設企業が4月以降何らかの形で賃上げ(予定含む)を実施。全産業と比較し、建設業、特に鉄筋・型枠・とび等専門工事業の給与が上伸
- 建設業団体からは、相当数の会員企業が下請企業の技能労働者の賃上げに前向き、民間・公共発注者(自治体)の理解が不可欠等の意見
- 今後も技能労働者の適切な賃金水準の確保に向けて取組を加速化することを確認

建設業活性化会議(平成26年1月30日)

- 高木国土交通副大臣より建設業団体あて、適切な賃金の支払い等の要請

この現場は、新労務単価の対象です！

行政と建設業界は今、この新労務単価の引き上げが、現場の職人さんの

- ・適切な賃金水準
- ・社会保険への加入の徹底

に結びつくよう、一丸となって取り組んでいます。



若者にとって魅力ある業界であるために。
真面目に働く職人が報われるために。

新労務単価フォローアップ相談ダイヤル

主に大臣許可業者が関連する、新労務単価の対象となる請負契約にかかる情報その他の関連情報を受け付けています。

TEL.  0570-004976

マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間

10:00—12:00

13:30—17:00

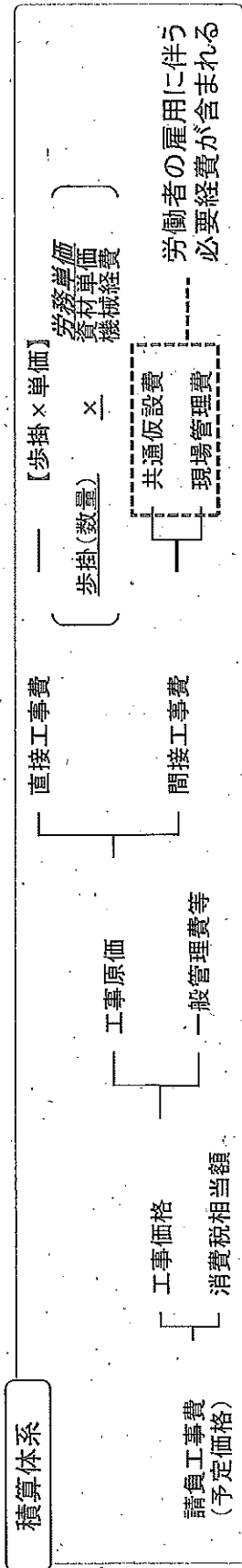
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表(試行)

現状

- 公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- 建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

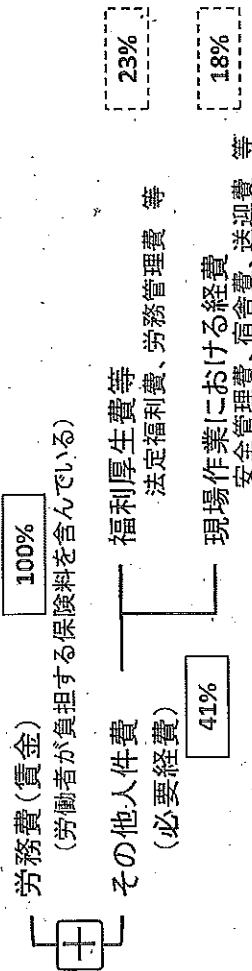
建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

労働者の雇用に伴い必要経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した平均値
(注2) 上記のうち、労働費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たたる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

都道府県名	普通作業員	交通誘導 警備員A
△△県	16,900 (23,800)	11,900 (16,700)
□□県	16,600 (23,300)	11,500 (16,200)

上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- 7 これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国の前請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工程、工事規模等の条件により変動する。
また、現在の被災県で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したものである。
この表は、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものであり、年度の途中で新たに「入れ不調対策のための需給状況を踏まえた設計労務単価」が適用される場合は、その単価を概ね1.41倍した金額をもって必要経費を加算した単価(下段：参考値)とする。

上段：公共工事設計労務単価

(下段：公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等) (参考値))

所定労働時間内8時間当たりの金額(単位：円)

平成25年度国・道・府県別工事単価表（単位：円/㎡）																							
地方自治体 団体名	都道府県名	特殊作業 員	普通作業 員	経作業員	造園工	造園工	土工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	溶か工	溶か工 世帯	さく工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員		
北海道	01 北海道	19,400 (23,100)	13,500 (16,000)	11,300 (15,400)	16,600 (23,300)	18,800 (24,400)	17,100 (24,000)	26,200 (38,200)	23,000 (32,300)	17,400 (24,500)	17,400 (24,500)	17,900 (24,500)	17,400 (24,500)	19,100 (26,800)	16,300 (22,800)	13,700 (19,300)	26,000 (35,600)	39,700 (43,200)	20,200 (28,400)	24,000 (33,700)	29,000 (38,100)		
	02 青森県	19,300 (27,100)	14,300 (20,100)	10,700 (15,600)	16,600 (23,300)	18,800 (27,500)	18,000 (25,300)	--	21,300 (27,600)	18,100 (22,600)	18,000 (26,700)	17,000 (23,900)	16,100 (23,000)	16,100 (23,000)	18,200 (25,600)	16,000 (23,400)	26,000 (35,600)	39,700 (43,200)	20,200 (28,400)	24,000 (33,700)	29,000 (38,100)		
	03 岩手県	19,300 (27,100)	16,100 (22,600)	11,800 (16,600)	17,300 (24,300)	19,500 (26,600)	18,200 (25,300)	--	21,300 (27,600)	18,100 (23,600)	20,000 (26,700)	18,000 (25,300)	16,100 (23,000)	16,100 (23,000)	18,200 (25,600)	16,000 (23,400)	26,000 (35,600)	39,700 (43,200)	20,200 (28,400)	24,000 (33,700)	29,000 (38,100)		
	04 宮城県	20,700 (28,100)	16,100 (22,600)	12,700 (18,300)	18,300 (25,700)	20,500 (27,900)	20,600 (28,000)	--	22,000 (28,300)	17,300 (24,400)	20,400 (27,500)	18,200 (25,300)	17,200 (24,300)	20,700 (28,100)	22,800 (30,200)	20,400 (27,800)	26,100 (33,500)	40,000 (47,400)	21,500 (28,900)	25,000 (32,400)	30,000 (37,400)		
	05 秋田県	18,300 (25,700)	14,400 (20,800)	11,600 (18,000)	17,100 (23,500)	19,300 (25,700)	18,500 (24,900)	--	20,600 (26,900)	16,400 (23,500)	17,300 (24,400)	17,200 (24,300)	16,100 (23,000)	16,100 (23,000)	18,200 (25,600)	16,000 (23,400)	26,100 (35,700)	39,800 (43,300)	20,300 (28,500)	24,100 (33,800)	29,100 (38,200)		
	06 山形県	18,300 (25,700)	14,400 (20,800)	12,200 (17,200)	17,400 (24,500)	19,600 (26,600)	18,800 (24,800)	--	22,000 (28,300)	16,400 (23,500)	17,300 (24,400)	17,200 (24,300)	16,100 (23,000)	16,100 (23,000)	18,200 (25,600)	16,000 (23,400)	26,200 (35,800)	39,900 (43,400)	20,400 (28,600)	24,200 (33,900)	29,200 (38,300)		
	07 福島県	20,600 (28,000)	16,000 (22,500)	13,800 (19,400)	17,800 (25,200)	20,000 (27,300)	19,400 (27,300)	--	22,600 (28,900)	20,600 (27,900)	19,200 (26,500)	18,100 (25,400)	17,000 (24,300)	16,000 (23,300)	19,400 (26,700)	21,500 (28,800)	19,200 (26,500)	26,300 (33,600)	40,300 (43,600)	21,800 (29,100)	25,300 (32,600)	30,300 (37,600)	
	関東	08 茨城県	19,000 (28,700)	16,900 (23,800)	11,800 (16,700)	19,100 (26,000)	21,100 (28,000)	22,300 (31,400)	24,200 (34,000)	22,400 (31,500)	19,200 (27,600)	20,500 (30,600)	21,800 (31,800)	21,200 (31,800)	22,500 (32,500)	25,100 (35,100)	18,600 (28,600)	17,800 (27,800)	26,000 (36,000)	39,800 (43,800)	20,400 (30,400)	24,200 (34,200)	29,200 (39,200)
		09 栃木県	19,500 (28,600)	16,600 (23,300)	12,000 (18,900)	18,900 (26,400)	22,300 (31,400)	20,800 (29,400)	24,400 (34,300)	22,400 (31,600)	18,900 (28,600)	21,800 (31,800)	21,200 (31,800)	22,500 (32,500)	25,100 (35,100)	18,600 (28,600)	17,800 (27,800)	26,000 (36,000)	39,800 (43,800)	20,400 (30,400)	24,200 (34,200)	29,200 (39,200)	
		10 群馬県	19,500 (26,500)	17,000 (22,100)	13,000 (18,300)	18,700 (25,500)	23,300 (32,800)	19,300 (26,800)	23,400 (32,900)	22,100 (31,100)	18,500 (26,000)	21,200 (31,200)	20,700 (30,700)	19,300 (29,300)	20,700 (30,700)	23,300 (32,800)	25,100 (35,100)	18,600 (28,600)	26,000 (36,000)	39,800 (43,800)	20,400 (30,400)	24,200 (34,200)	29,200 (39,200)
11 埼玉県		20,200 (28,400)	18,000 (23,100)	13,000 (18,300)	18,900 (26,100)	22,600 (31,800)	23,200 (32,500)	23,800 (33,600)	22,300 (31,600)	20,400 (29,700)	21,500 (31,500)	21,300 (31,300)	22,700 (32,700)	25,300 (35,300)	19,000 (29,000)	18,200 (28,200)	26,100 (36,100)	39,900 (43,900)	20,500 (30,500)	24,300 (34,300)	29,300 (39,300)		
12 千葉県		21,000 (29,500)	17,300 (24,100)	12,900 (18,100)	19,700 (27,700)	22,500 (31,600)	24,000 (33,100)	24,300 (33,400)	22,500 (31,600)	20,500 (29,600)	21,600 (31,600)	21,400 (31,400)	22,800 (32,800)	25,400 (35,400)	19,100 (29,100)	18,300 (28,300)	26,200 (36,200)	40,000 (44,000)	21,600 (31,600)	25,100 (35,100)	30,100 (40,100)		
13 東京都		21,500 (30,400)	18,600 (27,500)	13,500 (19,000)	19,700 (27,700)	23,600 (32,500)	24,800 (33,700)	25,100 (34,000)	23,600 (32,500)	21,600 (30,500)	22,700 (32,700)	22,500 (32,500)	23,900 (33,900)	26,500 (36,500)	19,600 (29,600)	18,800 (28,800)	26,400 (36,400)	40,100 (44,100)	21,700 (31,700)	25,200 (35,200)	30,200 (40,200)		
14 神奈川県		21,300 (28,800)	18,900 (26,400)	13,200 (18,600)	19,200 (27,000)	22,800 (31,600)	24,100 (33,000)	24,200 (33,100)	22,700 (31,600)	20,700 (29,600)	21,800 (31,800)	21,600 (31,600)	22,900 (32,900)	25,500 (35,500)	19,200 (29,200)	18,400 (28,400)	26,300 (36,300)	40,100 (44,100)	21,700 (31,700)	25,200 (35,200)	30,200 (40,200)		
15 山梨県		20,500 (28,600)	18,500 (26,600)	12,800 (18,900)	18,100 (26,200)	23,000 (31,800)	24,200 (33,000)	24,500 (33,300)	22,800 (31,600)	20,800 (29,700)	21,900 (31,900)	21,700 (31,700)	23,000 (33,000)	25,600 (35,600)	19,300 (29,300)	18,500 (28,500)	26,500 (36,500)	40,200 (44,200)	21,800 (31,800)	25,300 (35,300)	30,300 (40,300)		
16 長野県		19,800 (27,800)	17,100 (25,100)	13,800 (19,800)	18,400 (26,400)	22,900 (31,900)	24,300 (33,300)	24,600 (33,600)	22,900 (31,900)	20,900 (29,900)	22,000 (32,000)	21,800 (31,800)	23,100 (33,100)	25,700 (35,700)	19,400 (29,400)	18,600 (28,600)	26,600 (36,600)	40,300 (44,300)	21,900 (31,900)	25,400 (35,400)	30,400 (40,400)		
北陸		17 新潟県	17,800 (24,700)	14,900 (20,800)	12,800 (18,100)	16,900 (23,400)	18,500 (24,700)	17,600 (24,000)	19,900 (28,000)	20,700 (28,100)	17,100 (24,000)	18,300 (25,200)	17,300 (24,300)	17,800 (24,800)	18,400 (25,400)	17,400 (24,400)	15,300 (21,600)	25,700 (35,700)	39,400 (43,400)	22,500 (32,500)	24,900 (34,900)	29,600 (39,600)	
	18 富山県	16,100 (25,400)	15,100 (21,200)	12,200 (17,200)	16,300 (23,000)	21,700 (30,500)	19,500 (27,600)	20,700 (29,100)	21,100 (29,200)	18,000 (25,400)	19,200 (27,000)	19,100 (26,900)	19,100 (26,900)	19,100 (26,900)	15,300 (21,600)	25,700 (35,700)	39,400 (43,400)	22,500 (32,500)	24,900 (34,900)	29,600 (39,600)			
	19 石川県	18,900 (26,600)	15,600 (21,900)	12,100 (17,200)	21,600 (24,000)	25,100 (28,700)	18,800 (24,800)	20,300 (27,800)	21,100 (28,500)	18,200 (25,400)	19,400 (26,800)	18,400 (25,800)	18,400 (25,800)	18,400 (25,800)	15,400 (21,700)	25,800 (35,800)	39,500 (43,500)	22,600 (32,600)	25,000 (35,000)	29,700 (39,700)			
	中部	20 岐阜県	19,000 (26,300)	17,000 (23,900)	12,700 (17,700)	18,300 (25,700)	21,400 (30,800)	20,500 (28,100)	25,700 (34,900)	24,100 (33,900)	18,600 (27,600)	19,800 (28,200)	19,600 (28,000)	20,100 (28,500)	22,000 (31,000)	19,800 (28,800)	17,100 (24,600)	25,800 (35,800)	39,700 (43,700)	22,400 (32,400)	24,700 (34,700)	29,500 (39,500)	
21 静岡県		18,800 (26,400)	17,500 (24,600)	11,500 (18,300)	18,300 (26,000)	20,800 (29,100)	20,000 (28,100)	24,700 (34,700)	25,200 (35,200)	20,300 (28,500)	20,400 (28,600)	21,300 (29,500)	21,200 (29,400)	21,300 (29,500)	19,300 (27,500)	18,300 (26,500)	25,800 (35,800)	39,500 (43,500)	22,200 (32,200)	25,800 (35,800)	29,300 (39,300)		
22 愛知県		19,700 (27,600)	17,000 (23,900)	13,000 (18,900)	18,500 (26,000)	21,300 (29,500)	21,300 (29,500)	26,000 (34,600)	25,200 (33,800)	19,200 (27,600)	20,800 (29,200)	20,800 (29,200)	23,200 (31,600)	23,200 (31,600)	19,500 (27,900)	17,600 (26,000)	25,800 (35,800)	39,500 (43,500)	22,200 (32,200)	25,400 (35,400)	29,100 (39,100)		
23 三重県		18,900 (26,800)	15,700 (22,100)	12,300 (17,700)	18,700 (26,300)	21,800 (30,700)	21,800 (30,700)	26,000 (34,900)	23,100 (32,500)	19,100 (26,900)	20,700 (28,500)	20,700 (28,500)	22,600 (31,000)	22,600 (31,000)	18,400 (26,800)	16,600 (25,000)	25,800 (35,800)	39,600 (43,600)	22,300 (32,300)	25,200 (35,200)	29,000 (39,000)		
近畿		24 福井県	18,500 (28,000)	15,300 (21,500)	11,500 (16,200)	18,100 (24,800)	20,300 (28,900)	19,100 (26,900)	24,100 (33,900)	21,600 (31,400)	17,800 (26,000)	18,900 (28,600)	18,500 (28,000)	20,500 (28,800)	20,300 (28,600)	17,800 (26,000)	17,400 (25,600)	25,400 (35,400)	39,100 (43,100)	22,900 (32,900)	24,600 (34,600)	28,900 (38,900)	
		25 滋賀県	17,300 (25,200)	16,100 (24,900)	12,200 (17,200)	18,100 (25,000)	20,400 (28,700)	20,400 (28,700)	--	22,400 (31,500)	18,300 (25,700)	18,800 (26,400)	18,800 (26,400)	20,000 (28,100)	20,000 (28,100)	18,100 (26,200)	16,100 (24,200)	26,200 (36,200)	39,000 (43,000)	20,900 (30,900)	24,800 (34,800)	28,800 (38,800)	
		26 京都府	18,300 (25,700)	16,100 (22,600)	12,000 (18,200)	18,400 (25,800)	20,600 (28,000)	20,100 (27,500)	--	22,400 (31,500)	18,700 (26,100)	19,000 (26,500)	20,500 (28,900)	20,500 (28,900)	22,000 (30,400)	19,500 (27,900)	18,500 (26,900)	26,300 (36,300)	39,200 (43,200)	20,800 (30,800)	24,700 (34,700)	28,700 (38,700)	
		27 大阪府	19,200 (27,600)	15,800 (22,200)	11,800 (17,000)	18,700 (26,300)	21,900 (30,400)	21,500 (30,200)	--	22,200 (31,300)	18,800 (26,200)	19,500 (27,000)	21,200 (29,700)	21,100 (29,600)	22,100 (30,600)	19,600 (28,100)	18,600 (27,100)	26,400 (36,400)	39,300 (43,300)	21,000 (31,000)			

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
 - 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
 - 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
 - 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
 - 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含められている。
 - 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に算入した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国元請下請企業を対象とする間接工事費等諸経費助成調査をもとに試算した参考値であり、工程、工事規模等の条件により変動する。
また、現在の被災県で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したものでない。
- 7 この表は、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものであり、年度の途中で新たに「入札不調対策のための需給状況を踏まえた設計労務単価」が適用される場合は、その単価を概ね1.4倍した金額をもって必要経費を算入した単価(下段:参考値)とする。

上段：公共工事設計労務単価

(下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等) (参考値))

		労務費率(単位:円)															
地方自治体	建設費	トンネル 掘削費	掘削費 特設費	掘削費 掘削費	掘削費 掘削費	掘削費 掘削費	掘削費 掘削費	掘削費 掘削費	掘削費 掘削費	掘削費 掘削費	掘削費 掘削費	掘削費 掘削費	掘削費 掘削費	掘削費 掘削費	掘削費 掘削費	掘削費 掘削費	掘削費 掘削費
北海道	01 北海道	26,900 (37,800)	22,600 (31,600)	22,800 (32,100)	27,700 (38,200)	18,500 (26,200)	23,000 (32,300)	18,200 (25,900)	30,000 (42,200)	18,700 (26,300)	21,500 (30,200)	16,800 (23,600)	18,000 (25,300)	17,000 (23,400)	18,200 (25,600)	18,800 (26,400)	18,100 (25,500)
東北	02 青森県	27,500 (38,700)	22,500 (31,500)	24,100 (33,600)	27,700 (38,200)	22,000 (30,900)	23,900 (33,600)	18,700 (26,300)	35,100 (49,400)	21,600 (30,900)	23,600 (33,200)	21,800 (30,800)	19,200 (27,300)	16,700 (23,500)	17,200 (24,200)	17,000 (23,900)	17,900 (25,200)
	03 岩手県	29,000 (40,800)	23,700 (33,300)	25,400 (35,000)	29,800 (41,600)	22,000 (30,900)	23,900 (33,600)	18,700 (26,300)	38,300 (52,600)	23,700 (33,300)	25,800 (35,400)	23,200 (32,200)	20,800 (28,800)	21,700 (29,700)	18,800 (26,800)	18,000 (25,000)	16,000 (23,000)
	04 宮城県	28,900 (40,600)	23,600 (33,200)	25,300 (34,900)	29,700 (41,500)	22,300 (31,400)	23,800 (33,500)	18,700 (26,300)	42,000 (56,300)	25,900 (35,400)	28,400 (38,100)	26,300 (35,300)	23,700 (32,700)	18,700 (26,700)	20,500 (28,500)	19,800 (26,800)	20,600 (27,600)
	05 秋田県	27,500 (38,700)	22,600 (31,600)	24,200 (33,700)	27,800 (38,300)	22,900 (31,900)	23,900 (33,600)	18,700 (26,300)	35,800 (50,100)	22,400 (31,900)	23,600 (33,200)	19,200 (27,300)	18,400 (26,500)	16,500 (23,500)	17,500 (24,500)	17,300 (24,300)	17,600 (24,600)
	06 山形県	27,500 (38,700)	22,600 (31,600)	24,200 (33,700)	27,800 (38,300)	22,900 (31,900)	23,900 (33,600)	18,700 (26,300)	35,800 (50,100)	22,400 (31,900)	23,600 (33,200)	19,200 (27,300)	18,400 (26,500)	16,500 (23,500)	17,500 (24,500)	17,300 (24,300)	17,600 (24,600)
	07 福島県	27,500 (38,700)	22,600 (31,600)	24,200 (33,700)	27,800 (38,300)	22,900 (31,900)	23,900 (33,600)	18,700 (26,300)	35,800 (50,100)	22,400 (31,900)	23,600 (33,200)	19,200 (27,300)	18,400 (26,500)	16,500 (23,500)	17,500 (24,500)	17,300 (24,300)	17,600 (24,600)
	関東	08 茨城県	27,800 (39,100)	25,500 (36,400)	27,000 (38,000)	29,000 (40,800)	21,400 (30,100)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	33,100 (46,500)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)
09 栃木県		27,900 (39,200)	26,000 (36,900)	27,100 (38,100)	29,100 (40,900)	21,300 (30,000)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	33,100 (46,500)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
10 群馬県		27,900 (39,200)	26,000 (36,900)	27,100 (38,100)	29,100 (40,900)	21,300 (30,000)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	33,100 (46,500)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
11 埼玉県		27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
12 千葉県		27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
13 東京都		27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
14 神奈川県		27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
15 山梨県		27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
16 長野県		27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
17 岐阜県		27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
中部	18 静岡県	27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
	19 愛知県	27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
	20 岐阜県	27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
	21 岐阜県	27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
近畿	22 静岡県	27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
	23 愛知県	27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
	24 三重県	27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
	25 滋賀県	27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
中国	26 京都府	27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
	27 大阪府	27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
	28 兵庫県	27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
	29 奈良県	27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
四国	30 和歌山県	27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
	31 鳥取県	27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
	32 島根県	27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
	33 岡山県	27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300 (30,000)	34,600 (48,000)	21,200 (30,000)	23,200 (32,600)	23,900 (33,500)	22,800 (32,400)	19,700 (27,700)	20,800 (29,200)	23,400 (32,800)	23,400 (32,800)
九州	34 広島県	27,800 (39,100)	26,500 (37,400)	28,900 (39,800)	29,500 (41,500)	21,800 (30,500)	27,200 (38,200)	21,300									

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
 - 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
 - 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
 - 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
 - 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含んでいる。
 - 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設置、現場管理費の中に計上されている。
- この金額は全国の前請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工程、工事規模等の条件により変動する。
- また、現在の被災県で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したのではない。
- 7 この表は、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものであり、年度の途中で新たに「入札不調対策のための需給状況を踏まえた設計労務単価」が適用される場合は、その単価を概ね1.41倍した金額をもって必要経費を加算した単価(下段:参考値)とする。

〔上段:公共工事設計労務単価
(下段:公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舎費等) (参考値))〕

地方自治体 道庁名	道庁別 道庁名	所定労働時間内8時間当たりの金額(単位:円)									
		サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	配管工	配電工	交通誘導 警備員	交通管理 警備員
北海道	01 北海道	18,100 (25,400)	16,900 (23,800)	15,800 (22,400)	16,900 (23,800)	16,900 (23,800)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	18,600 (26,200)	9,900 (13,800)	9,900 (13,800)
	02 青森県	18,000 (26,700)	17,000 (23,800)	17,000 (23,800)	17,000 (23,800)	17,000 (23,800)	17,000 (23,800)	17,000 (23,800)	17,000 (23,800)	8,300 (11,000)	8,300 (11,000)
	03 岩手県	20,600 (29,000)	18,600 (26,200)	18,000 (25,300)	18,000 (25,300)	17,600 (23,100)	17,600 (23,100)	17,600 (23,100)	17,600 (23,100)	10,500 (14,800)	9,600 (13,600)
	04 宮城県	22,500 (31,600)	20,400 (28,700)	17,900 (25,200)	17,900 (25,200)	16,600 (23,300)	16,600 (23,300)	16,600 (23,300)	16,600 (23,300)	18,500 (26,000)	11,600 (16,300)
	05 秋田県	18,200 (27,000)	17,500 (24,600)	17,100 (24,000)	17,100 (24,000)	15,600 (21,900)	15,600 (21,900)	15,600 (21,900)	15,600 (21,900)	16,900 (23,600)	9,300 (12,000)
	06 山形県	18,400 (27,300)	18,600 (26,200)	17,000 (23,900)	17,000 (23,900)	15,600 (21,900)	15,600 (21,900)	15,600 (21,900)	15,600 (21,900)	16,900 (23,600)	9,300 (12,000)
	07 福島県	20,000 (28,100)	19,200 (27,000)	17,000 (23,900)	17,000 (23,900)	15,100 (21,200)	15,100 (21,200)	15,100 (21,200)	15,100 (21,200)	16,200 (22,800)	18,100 (25,400)
	08 茨城県	22,400 (31,500)	24,100 (33,600)	21,500 (30,200)	21,500 (30,200)	23,100 (32,500)	23,100 (32,500)	23,100 (32,500)	23,100 (32,500)	20,000 (28,100)	21,000 (29,500)
	09 栃木県	22,300 (31,400)	24,300 (34,200)	21,600 (30,400)	21,600 (30,400)	23,100 (32,500)	23,100 (32,500)	23,100 (32,500)	23,100 (32,500)	20,100 (28,200)	21,100 (29,600)
	10 群馬県	21,700 (30,500)	23,800 (33,500)	21,600 (30,400)	21,600 (30,400)	19,100 (26,800)	19,100 (26,800)	19,100 (26,800)	19,100 (26,800)	20,100 (27,800)	18,400 (25,900)
関東	11 埼玉県	22,200 (31,200)	24,300 (34,200)	21,500 (30,200)	21,500 (30,200)	23,100 (32,500)	23,100 (32,500)	23,100 (32,500)	23,100 (32,500)	20,100 (28,200)	21,100 (29,600)
	12 千葉県	22,300 (31,400)	24,300 (34,200)	21,500 (30,200)	21,500 (30,200)	23,100 (32,500)	23,100 (32,500)	23,100 (32,500)	23,100 (32,500)	20,100 (28,200)	21,100 (29,600)
	13 東京都	22,400 (31,500)	24,100 (33,600)	21,500 (30,200)	21,500 (30,200)	23,100 (32,500)	23,100 (32,500)	23,100 (32,500)	23,100 (32,500)	20,000 (28,100)	21,000 (29,500)
	14 神奈川県	22,000 (30,900)	24,400 (34,300)	21,500 (30,200)	21,500 (30,200)	23,100 (32,500)	23,100 (32,500)	23,100 (32,500)	23,100 (32,500)	20,100 (28,200)	21,100 (29,600)
	15 山梨県	21,100 (29,900)	23,100 (33,000)	21,500 (30,200)	21,500 (30,200)	18,800 (26,500)	18,800 (26,500)	18,800 (26,500)	18,800 (26,500)	22,200 (30,400)	20,400 (28,600)
	16 長野県	21,100 (29,900)	23,100 (33,000)	21,500 (30,200)	21,500 (30,200)	18,800 (26,500)	18,800 (26,500)	18,800 (26,500)	18,800 (26,500)	22,200 (30,400)	20,400 (28,600)
	17 新潟県	19,500 (27,400)	18,500 (26,000)	17,600 (24,700)	17,600 (24,700)	14,500 (20,400)	14,500 (20,400)	14,500 (20,400)	14,500 (20,400)	17,300 (23,700)	18,300 (25,200)
	18 富山県	18,500 (26,600)	18,400 (26,500)	17,500 (24,600)	17,500 (24,600)	14,800 (20,800)	14,800 (20,800)	14,800 (20,800)	14,800 (20,800)	17,800 (24,100)	18,800 (25,900)
	19 石川県	19,100 (26,900)	17,800 (25,200)	17,200 (24,900)	17,200 (24,900)	14,500 (20,400)	14,500 (20,400)	14,500 (20,400)	14,500 (20,400)	17,300 (23,700)	18,300 (25,200)
	20 福井県	19,100 (26,900)	17,800 (25,200)	17,200 (24,900)	17,200 (24,900)	14,500 (20,400)	14,500 (20,400)	14,500 (20,400)	14,500 (20,400)	17,300 (23,700)	18,300 (25,200)
北陸	21 岐阜県	20,400 (28,700)	20,000 (28,100)	19,600 (27,600)	19,600 (27,600)	17,800 (25,600)	17,800 (25,600)	17,800 (25,600)	17,800 (25,600)	23,700 (33,300)	20,500 (28,800)
	22 静岡県	19,500 (28,000)	24,000 (33,700)	19,500 (27,400)	19,500 (27,400)	19,200 (27,600)	19,200 (27,600)	19,200 (27,600)	19,200 (27,600)	20,300 (33,300)	23,700 (33,300)
	23 愛知県	20,200 (28,400)	21,000 (29,500)	19,500 (27,400)	19,500 (27,400)	19,100 (26,800)	19,100 (26,800)	19,100 (26,800)	19,100 (26,800)	23,700 (33,300)	21,600 (30,400)
	24 三重県	20,200 (28,400)	22,200 (31,200)	19,500 (27,400)	19,500 (27,400)	19,200 (26,800)	19,200 (26,800)	19,200 (26,800)	19,200 (26,800)	23,700 (33,300)	21,600 (30,400)
	25 滋賀県	19,300 (27,100)	20,500 (28,800)	19,200 (27,000)	19,200 (27,000)	18,500 (26,500)	18,500 (26,500)	18,500 (26,500)	18,500 (26,500)	20,500 (28,800)	21,100 (29,600)
近畿	26 京都府	19,600 (27,600)	20,600 (29,000)	19,200 (27,000)	19,200 (27,000)	19,700 (27,700)	19,700 (27,700)	19,700 (27,700)	19,700 (27,700)	20,500 (28,800)	21,700 (30,900)
	27 大阪府	19,000 (26,700)	20,600 (29,000)	19,200 (27,000)	19,200 (27,000)	18,100 (26,800)	18,100 (26,800)	18,100 (26,800)	18,100 (26,800)	20,500 (28,800)	21,200 (30,400)
	28 兵庫県	18,100 (25,400)	20,600 (29,000)	19,200 (27,000)	19,200 (27,000)	17,700 (24,900)	17,700 (24,900)	17,700 (24,900)	17,700 (24,900)	20,500 (28,800)	21,400 (30,600)
	29 奈良県	19,500 (27,600)	20,700 (29,100)	19,200 (27,000)	19,200 (27,000)	18,800 (26,800)	18,800 (26,800)	18,800 (26,800)	18,800 (26,800)	20,500 (28,800)	21,200 (30,400)
	30 和歌山県	19,500 (27,600)	20,600 (29,000)	19,200 (27,000)	19,200 (27,000)	18,800 (26,800)	18,800 (26,800)	18,800 (26,800)	18,800 (26,800)	20,500 (28,800)	21,200 (30,400)
	31 鳥取県	17,300 (24,200)	18,500 (26,000)	17,300 (24,200)	17,300 (24,200)	15,800 (22,400)	15,800 (22,400)	15,800 (22,400)	15,800 (22,400)	17,800 (25,000)	17,800 (25,000)
	32 島根県	17,500 (24,600)	18,000 (25,300)	17,200 (24,200)	17,200 (24,200)	15,600 (22,600)	15,600 (22,600)	15,600 (22,600)	15,600 (22,600)	17,800 (25,000)	17,800 (25,000)
	33 岡山県	17,200 (24,200)	18,800 (26,400)	17,300 (24,300)	17,300 (24,300)	15,800 (22,400)	15,800 (22,400)	15,800 (22,400)	15,800 (22,400)	17,800 (25,000)	17,800 (25,000)
	34 広島県	17,600 (24,700)	18,100 (25,400)	17,300 (24,300)	17,300 (24,300)	15,400 (22,000)	15,400 (22,000)	15,400 (22,000)	15,400 (22,000)	17,800 (25,000)	17,800 (25,000)
	35 山口県	17,600 (24,700)	18,100 (25,400)	17,300 (24,300)	17,300 (24,300)	15,400 (22,000)	15,400 (22,000)	15,400 (22,000)	15,400 (22,000)	17,800 (25,000)	17,800 (25,000)
中国	36 徳島県	18,100 (25,400)	19,200 (27,000)	16,800 (23,600)	16,800 (23,600)	15,300 (21,500)	15,300 (21,500)	15,300 (21,500)	15,300 (21,500)	17,400 (24,500)	10,100 (14,200)
	37 香川県	18,400 (25,900)	19,400 (27,900)	16,800 (23,600)	16,800 (23,600)	15,500 (21,700)	15,500 (21,700)	15,500 (21,700)	15,500 (21,700)	17,400 (24,500)	10,200 (14,300)
	38 愛媛県	18,200 (25,600)	19,400 (27,900)	16,800 (23,600)	16,800 (23,600)	15,400 (21,700)	15,400 (21,700)	15,400 (21,700)	15,400 (21,700)	17,400 (24,500)	9,800 (13,900)
	39 高知県	18,100 (25,400)	19,300 (27,100)	16,800 (23,600)	16,800 (23,600)	15,300 (21,500)	15,300 (21,500)	15,300 (21,500)	15,300 (21,500)	17,500 (24,600)	9,200 (13,300)
	40 福岡県	21,800 (30,700)	17,400 (24,500)	17,400 (24,500)	17,400 (24,500)	15,300 (21,500)	15,300 (21,500)	15,300 (21,500)	15,300 (21,500)	17,800 (25,000)	8,700 (12,400)
九州	41 佐賀県	21,800 (30,700)	17,400 (24,500)	17,400 (24,500)	17,400 (24,500)	14,700 (20,700)	14,700 (20,700)	14,700 (20,700)	14,700 (20,700)	17,800 (25,000)	8,200 (11,500)
	42 長崎県	21,500 (30,200)	17,200 (24,200)	17,400 (24,500)	17,400 (24,500)	14,600 (20,600)	14,600 (20,600)	14,600 (20,600)	14,600 (20,600)	17,200 (24,200)	8,400 (11,800)
	43 熊本県	21,600 (30,400)	17,300 (24,300)	17,400 (24,500)	17,400 (24,500)	14,700 (20,700)	14,700 (20,700)	14,700 (20,700)	14,700 (20,700)	17,300 (24,300)	8,400 (11,800)
	44 大分県	21,300 (29,900)	17,400 (24,500)	17,400 (24,500)	17,400 (24,500)	14,400 (20,400)	14,400 (20,400)	14,400 (20,400)	14,400 (20,400)	17,100 (24,100)	8,500 (11,900)
	45 宮崎県	21,200 (29,800)	17,300 (24,400)	17,400 (24,500)	17,400 (24,500)	14,400 (20,400)	14,400 (20,400)	14,400 (20,400)	14,400 (20,400)	17,100 (24,100)	8,600 (12,000)
	46 鹿児島県	21,200 (29,800)	17,100 (24,000)	17,400 (24,500)	17,400 (24,500)	14,400 (20,400)	14,400 (20,400)	14,400 (20,400)	14,400 (20,400)	17,000 (24,000)	8,500 (11,900)
	47 沖縄県	18,600 (23,300)	17,700 (24,800)	16,600 (23,300)	16,600 (23,300)	13,900 (18,800)	13,900 (18,800)	13,900 (18,800)	13,900 (18,800)	15,700 (22,100)	8,500 (11,900)